

令和4年第2回

# 瑞浪市議会定例会議案資料

令和4年6月2日



## 目 次

承第 2 号	専決処分の承認について（令和 3 年度専第 9 号 瑞浪市税条例の一部を改正する条例の制定について）……………	1
承第 3 号	専決処分の承認について（令和 3 年度専第 1 0 号 瑞浪市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）……………	6
承第 4 号	専決処分の承認について（令和 3 年度専第 1 1 号 瑞浪市地方活力向上地域における瑞浪市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について）……………	8
承第 5 号	専決処分の承認について（令和 4 年度専第 1 号 令和 4 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 1 号））……………	別冊
議第 2 9 号	瑞浪市税条例等の一部を改正する条例の制定について……………	9
議第 3 0 号	瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 8
議第 3 1 号	瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 9
議第 3 2 号	瑞浪市における再生可能エネルギー発電設備の設置と自然環境等の保全との調和に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	2 0
議第 3 3 号	瑞浪市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	2 1
議第 3 4 号	財産の取得について……………	2 4
議第 3 5 号	市道路線の認定について……………	2 5
議第 3 6 号	令和 4 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 2 号）……………	別冊
議第 3 7 号	令和 4 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 3 号）……………	別冊

承第2号 瑞浪市税条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）の公布により、条文の整備を行う。

【改正内容】

<市民税>

- ・特例民法法人に対する寄附金税額控除について経過措置の終了に伴う所要の改正

<固定資産税>

- ・固定資産課税台帳記載事項における、DV被害者等の住所の取扱いに対応するための所要の改正
- ・下水道の除害施設に係る課税標準の特例措置の軽減割合を改正するための所要の改正
- ・省エネ改修を行った住宅に係る減額措置の対象拡大に伴う所要の改正
- ・商業地等に係る税負担調整措置について、令和4年度に限り、課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%とするための所要の改正

<共通>

- ・項ずれを反映するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和4年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p>第1条～第34条（略） （寄附金税額控除）</p> <p>第35条 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭（第1号から第8号まで及び第10号に掲げるものに関しては、市内に事業所等を有するものに対する寄附金に限る。）を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第33条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>（5） 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかでないものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>（6）～（10）（略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>第1条～第34条（略） （寄附金税額控除）</p> <p>第35条 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭（第1号から第8号まで及び第10号に掲げるものに関しては、市内に事業所等を有するものに対する寄附金に限る。）を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第33条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>（5） 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（<u>所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。</u>）に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかでないものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>（6）～（10）（略）</p> <p>2 （略）</p>

第35条の2～第48条の6 (略)

(法人の市民税の申告納付)

第49条 (略)

2～8 (略)

9 法第321条の8第62項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第62項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

10～14 (略)

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第71項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 (略)

第50条～第74条 (略)

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第74条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧の手数料は、瑞浪市手数料条例(平成12年条例第6号)の規定により徴収するものとする。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあつては、手数料を徴収しない。

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第74条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付手数料は、瑞浪市手数料条例の規定により徴収するものとする。

第75条～第131条 (略)

(特別土地保有税の納税義務者等)

第132条 (略)

2～5 (略)

6 第55条第7項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地」を使用する者」とあるのは「当該埋

第35条の2～第48条の6 (略)

(法人の市民税の申告納付)

第49条 (略)

2～8 (略)

9 法第321条の8第60項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第60項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

10～14 (略)

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第69項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 (略)

第50条～第74条 (略)

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第74条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳\_\_\_\_\_の閲覧の手数料は、瑞浪市手数料条例(平成12年条例第6号)の規定により徴収するものとする。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあつては、手数料を徴収しない。

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第74条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書\_\_\_\_\_の交付手数料は、瑞浪市手数料条例の規定により徴収するものとする。

第75条～第131条 (略)

(特別土地保有税の納税義務者等)

第132条 (略)

2～5 (略)

6 第55条第7項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等」を使用する者」とあるのは「当該埋

立地の使用の開始をもって土地の取得と、当該埋立地を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるは「第132条第1項の土地の所有者又は取得者」と読み替えるものとする。

第133条～第152条 (略)

附 則

第1条～第10条 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2 法附則第15条第2項第5号に規定する市の条例で定める割合は、5分の4とする。

3 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

4 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

5 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。

8 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。

9 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。

10 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

11 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第29項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

14 法附則第15条第33項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

15 法附則第15条第34項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

16～17 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定)

立地等の使用の開始をもって土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるは「第132条第1項の土地の所有者又は取得者」と読み替えるものとする。

第133条～第152条 (略)

附 則

第1条～第10条 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2 法附則第15条第2項第5号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。

3 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

4 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

5 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。

8 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。

9 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。

10 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

11 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第30項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

14 法附則第15条第34項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

15 法附則第15条第35項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

16～17 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定)

の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2～8 (略)

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

10 (略)

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

12～13 (略)

第11条～第11条の2 (略)

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税

の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2～8 (略)

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

10 (略)

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

12～13 (略)

第11条～第11条の2 (略)

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税

について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2～5 (略)

第12条の2～第25条 (略)

について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2～5 (略)

第12条の2～第25条 (略)



承第3号 瑞浪市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）の公布により、条文の整備を行う。

【改正内容】

地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条における項ずれ等に伴う所要の改正及び商業地等に係る税負担調整措置について、令和4年度に限り、課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%とするための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和4年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p>本則 （略）</p> <p>附 則</p> <p>1 （略） （法附則第15条第33項の条例で定める割合）</p> <p>2 法附則第15条第33項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。 （法附則第15条第34項の条例で定める割合）</p> <p>3 法附則第15条第34項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>4 （略） （宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>5 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>6～11 （略） （用語の意義）</p> <p>12 附則第5項及び第7項の「宅地等」とは法附</p>	<p>本則 （略）</p> <p>附 則</p> <p>1 （略） （法附則第15条第34項の条例で定める割合）</p> <p>2 法附則第15条第34項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。 （法附則第15条第35項の条例で定める割合）</p> <p>3 法附則第15条第35項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>4 （略） （宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>5 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5 _____ を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>6～11 （略） （用語の意義）</p> <p>12 附則第5項及び第7項の「宅地等」とは法附</p>

<p>則第17条第2号に、附則第5項及び第8項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第5項、第6項、第8項及び第9項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第8項、第9項及び前項の「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、同項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</u></p> <p>(読替規定)</p>	<p>則第17条第2号に、附則第5項及び第8項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第6項</u>、第8項及び第9項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第8項、第9項及び<u>第11項の「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、前項の「農地」とは法附則第17条第1号に、前項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</u></p> <p>(読替規定)</p>
<p>13 法附則第15条第1項、第10項、<u>第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで若しくは第40項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>	<p>13 法附則第15条第1項、第10項、<u>第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第43項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>

承第4号 瑞浪市地方活力向上地域における瑞浪市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）の改正に伴い、条文の整備を行う。

【改正内容】

整備計画の認定を受けられる期間及び特別償却設備を設置すべき期間を延長するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和4年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p>第1条（略） （固定資産税の課税免除及び不均一課税）</p> <p>第2条 公示日（地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。）第1条に規定する瑞浪市の区域に係る地域再生計画の公示日をいう。以下同じ。）から令和6年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定により整備計画の認定を受けた事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、省令第2条第1号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、法第17条の2第1項第1号に掲げる事業について、第1年度から第3年度まで課税免除とし、法第17条の2第1項第2号に掲げる事業は、瑞浪市税条例（昭和29年条例第13号）第63条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める税率とする。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第3条～第7条（略）</p>	<p>第1条（略） （固定資産税の課税免除及び不均一課税）</p> <p>第2条 公示日（地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。）第1条に規定する瑞浪市の区域に係る地域再生計画の公示日をいう。以下同じ。）から令和4年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定により整備計画の認定を受けた事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、省令第2条第1号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、法第17条の2第1項第1号に掲げる事業について、第1年度から第3年度まで課税免除とし、法第17条の2第1項第2号に掲げる事業は、瑞浪市税条例（昭和29年条例第13号）第63条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める税率とする。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第3条～第7条（略）</p>

議第29号 瑞浪市税条例等の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）の公布により、条文の整備を行う。

【改正内容】

＜市民税＞

- ・市民税における上場株式等の配当所得等に係る課税方式について、所得税と一致させるための所要の改正
- ・市民税における合計所得金額に係る規定を整備するための所要の改正
- ・住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を延長するための所要の改正

＜固定資産税＞

- ・DV被害者等の支援措置が講じられた固定資産課税台帳等の取扱いに対応するための所要の改正

＜共通＞

- ・項ずれを反映するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和5年1月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p>○瑞浪市税条例の一部改正（第1条）</p> <p>第1条～第18条の3（略） （納税証明書交付手数料）</p> <p>第18条の4 法第20条の10の納税証明書の交付（<u>法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。</u>） <u>の</u>手数料は、瑞浪市手数料条例（平成12年条例第6号）の規定により徴収する。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については手数料を徴しない。</p> <p>第19条～第31条（略） （所得割の課税標準）</p> <p>第32条（略）</p> <p>2～3（略）</p> <p>4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第37条</p>	<p>第1条～第18条の3（略） （納税証明書交付手数料）</p> <p>第18条の4 法第20条の10の納税証明書の交付</p> <p>__手数料は、瑞浪市手数料条例（平成12年条例第6号）の規定により徴収する。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については手数料を徴しない。</p> <p>第19条～第31条（略） （所得割の課税標準）</p> <p>第32条（略）</p> <p>2～3（略）</p> <p>4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>（1） 第37条の2第1項の規定による申告書 （2） 第37条の3第1項に規定する確定申告</p>

5 (略)	書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）
6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第37条	5 (略)
の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。	6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。
	<p>(1) 第37条の2第1項の規定による申告書</p> <p>(2) 第37条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</p>
第32条の2～第35条の2 (略)	第32条の2～第35条の2 (略)
(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)	(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)
第35条の3 所得割の納税義務者が、第32条第4項に規定する確定申告書_____に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する確定申告書_____に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第33条及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。	第35条の3 所得割の納税義務者が、第32条第4項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第33条及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若し	2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税_____若しくは市民税に充当し、若し

くは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 (略)

第36条～第37条 (略)  
(市民税の申告)

第37条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないもの)に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第35条の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～8 (略)

第37条の3 (略)

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項(施行規則第2条の3第1項各号に掲げる事項を除く。)のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、前条第1項から第4項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を付記しなければならない

くは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 (略)

第36条～第37条 (略)  
(市民税の申告)

第37条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者

に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第35条の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～8 (略)

第37条の3 (略)

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項(施行規則第2条の3第1項各号に掲げる事項を除く。)のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、前条第1項から第4項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を付記しなければならない

ない。  
(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第37条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

(3) (略)

(4) (略)

2～5 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第37条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金

ない。  
(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第37条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

2～5 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第37条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族

\_\_\_\_\_ (控除対象扶養親族\_\_\_\_\_を除く。)

を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金

<p>等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>特定配偶者の氏名</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第37条の4～第53条の6 (略)</p> <p>(特別徴収税額の納入の義務等)</p> <p>第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第3項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し及びその納入金を市に納入しなければならない。</p> <p>第53条の7の2～第74条 (略)</p> <p>(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)</p> <p>第74条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の<u>閲覧(法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)</u>の手数料は、瑞浪市手数料条例(平成12年条例第6号)の規定により徴収するものとする。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴収しない。</p> <p>(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)</p> <p>第74条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付<u>(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)</u>の手数料は、瑞浪市手数料条例の規定により徴収するものとする。</p> <p>第75条～第152条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第7条の3 (略)</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から<u>令和20年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>令和7年</u>までの各年である場</p>	<p>等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第37条の4～第53条の6 (略)</p> <p>(特別徴収税額の納入の義務等)</p> <p>第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第4項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し及びその納入金を市に納入しなければならない。</p> <p>第53条の7の2～第74条 (略)</p> <p>(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)</p> <p>第74条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の<u>閲覧の手数料</u></p> <p>_____は、瑞浪市手数料条例(平成12年条例第6号)の規定により徴収するものとする。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴収しない。</p> <p>(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)</p> <p>第74条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付_____</p> <p>_____手数料は、瑞浪市手数料条例の規定により徴収するものとする。</p> <p>第75条～第152条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第7条の3 (略)</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から<u>令和15年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>令和3年</u>までの各年である場</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第33条及び第34条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

第7条の4～第16条の2 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の3 (略)

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

3 (略)

第16条の4～第17条 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 (略)

2 (略)

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、

合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第33条及び第34条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

第7条の4～第16条の2 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の3 (略)

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第32条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合(次に掲げる場合を除く。)に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第33条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

(1) 第32条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第32条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

3 (略)

第16条の4～第17条 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 (略)

2 (略)

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、

<p>第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の<u>規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</u></p>	<p>第37条の4から第37条の6まで、<u>第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</u></p>
<p>第17条の3～第20条 (略) (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p>	<p>第17条の3～第20条 (略) (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p>
<p>第20条の2 (略) 2～3 (略)</p>	<p>第20条の2 (略) 2～3 (略)</p>
<p>4 <u>前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第37条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。</u></p>	<p>4 <u>前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u> <u>(1) 第37条の2第1項の規定による申告書</u> <u>(2) 第37条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</u></p>
<p>5 (略) (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p>	<p>5 (略) (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p>
<p>第20条の3 (略) 2～3 (略)</p>	<p>第20条の3 (略) 2～3 (略)</p>
<p>4 <u>前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第37条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。</u></p>	<p>4 <u>前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この</u></p>

	<p>限りでない。</p> <p>(1) 第37条の2第1項の規定による申告書</p> <p>(2) 第37条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</p>
<p>5 (略)</p>	<p>5 (略)</p>
<p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第35条の3の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年分の所得税に係る_____同条第4項に規定する確定申告書にこの項_____の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合_____</p>	<p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第35条の3の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第32条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p>
<p>_____であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第32条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p>	<p>_____であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第32条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p>
<p>第21条～第23条 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</p>	<p>第21条～第23条 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</p>
<p>第24条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号_____）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第35条の規定を適用する。</p>	<p>第24条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第35条の規定を適用する。</p>

	<p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</p> <p>第25条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</p> <p>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</p>
<p>○瑞浪市税条例の一部を改正する条例（令和3年条例第15号）の一部改正（第2条）</p> <p>瑞浪市税条例（昭和29年条例第13号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第37条の3の3第1項中「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者に限る」に改める。</p> <p>（略）</p>	<p>瑞浪市税条例（昭和29年条例第13号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第37条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者</p>
	<p>に限る」に改める。</p> <p>（略）</p>

議第30号 瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

厚生労働省より新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第1号保険料の減免に対する財政支援が令和4年度も継続されることが示されたことに伴い、対応する減免規定の整備を行う。

【改正内容】

減免の対象となる介護保険料の適用年度を変更するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p>本則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の保険料の減免)</p> <p>第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、別に市長が定めるところにより、<u>令和3年度及び令和4年度</u>の保険料(令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されているものに限る</p> <p>_____。)を減免することができる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>本則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の保険料の減免)</p> <p>第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、別に市長が定めるところにより、<u>令和元年度から令和3年度までの</u>保険料(令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されているものに限り、令和2年1月以前分の保険料を除く。)を減免することができる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>

議第31号 瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

厚生労働省より新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による国民健康保険料の減免に対する財政支援が令和4年度も継続されることが示されたことに伴い、対応する減免規定の整備を行う。

【改正内容】

減免の対象となる国民健康保険料の適用年度を変更するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p>本則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第10条 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の保険料の減免)</p> <p>第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する世帯に対し、別に市長が定めるところにより、<u>令和3年度及び令和4年度</u>の保険料(令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されているものに限る</p> <hr/> <p>_____。)を減免することができる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>本則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第10条 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の保険料の減免)</p> <p>第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する世帯に対し、別に市長が定めるところにより、<u>令和元年度から令和3年度までの保険料(令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されているもの</u>に限り、令和2年1月以前分の保険料を除く。)を減免することができる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2～3 (略)</p>

議第32号 瑞浪市における再生可能エネルギー発電設備の設置と自然環境等の保全との調和に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）の改正に伴い、条文の整備を行う。

【改正内容】

引用している法律の題名改正及び項ずれに対応するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第1条（略） （定義）	第1条（略） （定義）
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）再生可能エネルギー源 <u>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法</u> （平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。） <u>第2条第3項</u> に規定するエネルギー源をいう。 （2）～（4）（略） （5）事業者 事業計画を作成しようとする者、再エネ特措法 <u>第9条第4項</u> の規定による事業計画の認定を受けて事業を行う者又は再エネ特措法改正法附則第4条第1項、第5条第3項若しくは第6条第3項の規定により再エネ特措法 <u>第9条第4項</u> の認定を受けたものとみなされる者をいう。 （6）～（10）（略）	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）再生可能エネルギー源 <u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法</u> （平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。） <u>第2条第4項</u> に規定するエネルギー源をいう。 （2）～（4）（略） （5）事業者 事業計画を作成しようとする者、再エネ特措法 <u>第9条第3項</u> の規定による事業計画の認定を受けて事業を行う者又は再エネ特措法改正法附則第4条第1項、第5条第3項若しくは第6条第3項の規定により再エネ特措法 <u>第9条第3項</u> の認定を受けたものとみなされる者をいう。 （6）～（10）（略）
第3条～第6条（略） （事業計画の届出）	第3条～第6条（略） （事業計画の届出）
第7条（略） 2 事業者は、再エネ特措法 <u>第9条第4項</u> の規定による認定の通知を受けたときは、速やかに当該通知の写しを市長に提出しなければならない。	第7条（略） 2 事業者は、再エネ特措法 <u>第9条第3項</u> の規定による認定の通知を受けたときは、速やかに当該通知の写しを市長に提出しなければならない。
3～6（略）	3～6（略）
第8条～第15条（略）	第8条～第15条（略）

議第33号 瑞浪市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第172号）の施行に伴い、瑞浪市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費単価の改定を行う。

【改正内容】

選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ビラ等の作成の公費に要する経費に係る限度額を引き上げるための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p>第1条（略） （選挙運動の公費負担）</p> <p>第2条 瑞浪市の議会の議員及び長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額の範囲内で、無料で、自動車を使用し、又はビラ若しくはポスターを作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により瑞浪市に帰属することとならない場合に限る。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2） ビラを作成する場合 候補者1人について、<u>7円73銭</u>にビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合は、その端数は1円とする。）</p> <p>（3）（略）</p> <p>第3条（略） （自動車の使用の公費の支払）</p> <p>第4条 瑞浪市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が<u>同条第1号</u>に定める契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2） 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額 ア 当該契約が自動車の借入れ契約である場</p>	<p>第1条（略） （選挙運動の公費負担）</p> <p>第2条 瑞浪市の議会の議員及び長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額の範囲内で、無料で、自動車を使用し、又はビラ若しくはポスターを作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により瑞浪市に帰属することとならない場合に限る。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2） ビラを作成する場合 候補者1人について、<u>7円51銭</u>にビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合は、その端数は1円とする。）</p> <p>（3）（略）</p> <p>第3条（略） （自動車の使用の公費の支払）</p> <p>第4条 瑞浪市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が<u>前条第1号</u>に定める契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2） 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額 ア 当該契約が自動車の借入れ契約である場</p>



合 当該自動車（同一の日において当該借入れ契約により2台以上の自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。）のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が16,100円を超える場合には、16,100円）の合計金額

イ 当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金（当該自動車（これに代わり使用される他の自動車を含む。）が既に前条第1号の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数（前号の契約が締結されている場合には、当該日数から当該契約が締結されている日数を減じて得た日数）を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ウ （略）

2 （略）

（ビラの作成の公費の支払）

第5条 瑞浪市は、候補者（第3条の規定による届出をした者に限る。）が同条第2号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、7円73銭を超える場合には、7円73銭）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合は、その端数は1円とする。）を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。  
（ポスターの作成の公費の支払）

第6条 瑞浪市は、候補者（第3条の規定による届出をした者に限る。）が同条第3号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1

合 当該自動車（同一の日において当該借入れ契約により2台以上の自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。）のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が15,800円を超える場合には、15,800円）の合計金額

イ 当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金（当該自動車（これに代わり使用される他の自動車を含む。）が既に前条第1号の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数（第1号の契約が締結されている場合には、当該日数から当該契約が締結されている日数を減じて得た日数）を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ウ （略）

2 （略）

（ビラの作成の公費の支払）

第5条 瑞浪市は、候補者（第3条の規定による届出をした者に限る。）が第3条第2号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、7円51銭を超える場合には、7円51銭）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合は、その端数は1円とする。）を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。  
（ポスターの作成の公費の支払）

第6条 瑞浪市は、候補者（第3条の規定による届出をした者に限る。）が第3条第3号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1

枚当たりの作成単価（当該作成単価が、541円31銭に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

第7条（略）

枚当たりの作成単価（当該作成単価が、525円6銭に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

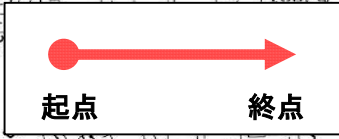
第7条（略）

議第34号 財産の取得について

概 要

取得の目的	瑞浪市役所及び出先機関等に設置している地域公共ネットワーク機器について、既存機器の老朽化に伴い機器更新を行う。
取得金額	132,591,800円
取得する財産の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットワーク制御用機器 <ul style="list-style-type: none"> <li>スイッチ 100台</li> <li>ファイアウォール 2台</li> </ul> </li> <li>・サーバー機器 11台</li> <li>・電算室入退出管理システム <ul style="list-style-type: none"> <li>認証機器 4台</li> <li>登録用パソコン 1台</li> </ul> </li> <li>・電算室UPS <ul style="list-style-type: none"> <li>バッテリー 36個</li> <li>冷却ファン 18個</li> </ul> </li> <li>・周辺機器 <ul style="list-style-type: none"> <li>サーバーラック 1台</li> <li>ディスプレイキーボード 1台</li> </ul> </li> </ul>
取得の相手方	<p>岐阜県岐阜市日置江1丁目58番地  株式会社電算システム  代表取締役 高橋 譲太</p>
備考	

議第35号 市道路線の認定について



起点 明世町戸狩字柱本484番1地先  
終点 明世町戸狩字柱本484番1地先

①1683  
柱本1号線 L=76.9m

概要  
開発区域内道路について市道認定  
する。

位置図

